



# 三重県公報

令和元年11月26日（火）

第 59 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
28	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(防災企画・地域支援課)	2
29	建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	10
<b>告 示</b>			
448	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	14
449	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	14
450	地方自治法施行令第158条第1項の規定による賃貸料の徴収事務の委託	(子ども・福祉総務課)	14
451	地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料及び手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	14
452	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	15
<b>公 告</b>			
	令和元年第2回三重県財政状況の公表	(財政課)	15
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税収確保課)	15
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	15
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(病院事業庁)	16
	落札者を決定した旨	(情報システム課)	19

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（一）避難所</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日当たり三百三十円以内とする。</p> <p>ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>ヘ（略）</p> <p>（二）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型応急住宅</p>	<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（一）避難所</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日当たり三百二十円以内とする。</p> <p>ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>ヘ（略）</p> <p>（二）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型仮設住宅</p>

	<p>(イ) <u>建設型応急住宅</u>の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。</p> <p>(ロ) <u>建設型応急住宅</u>の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、<u>五百七十一万四千円以内とする。</u></p> <p>(ハ) <u>建設型応急住宅</u>を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(ニ) <u>福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</u></p> <p>(ホ) <u>建設型応急住宅</u>は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(ヘ) <u>建設型応急住宅</u>を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。</p> <p>(ト) <u>建設型応急住宅</u>の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>ロ <u>賃貸型応急住宅</u></p> <p>(イ) <u>賃貸型応急住宅</u>の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ロ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(ロ) <u>賃貸型応急住宅</u>は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。</p> <p>(ハ) <u>賃貸型応急住宅</u>を供与できる期間は、イ(ヘ)と同様の期間とする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(一) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>イ・ロ (略)</p>
--	--

	<p>(イ) <u>建設型仮設住宅</u>の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。</p> <p>(ロ) <u>建設型仮設住宅</u>の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、<u>五百六十一万円以内とする。</u></p> <p>(ハ) <u>建設型仮設住宅</u>を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(ニ) <u>福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。</u></p> <p>(ホ) <u>建設型仮設住宅</u>は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(ヘ) <u>建設型仮設住宅</u>を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。</p> <p>(ト) <u>建設型仮設住宅</u>の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>ロ <u>借上型仮設住宅</u></p> <p>(イ) <u>借上型仮設住宅</u>の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ロ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(ロ) <u>借上型仮設住宅</u>は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。</p> <p>(ハ) <u>借上型仮設住宅</u>を供与できる期間は、イ(ヘ)と同様の期間とする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(一) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>イ・ロ (略)</p>
--	--

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千百六十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上を算するに増す
夏季	円一萬八千八百	円二萬四千二百	円三萬五千	円四萬二千	円五萬四	円七千九百
冬季	円三萬二千二百	円四萬四千	円五萬六千	円六萬七千	円八萬九千	円一萬四千

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上を算するに増す
夏季	円六千	円八千三百	円一萬二千	円一萬五千	円一萬九千	(略)
冬季	円一萬	円一萬三千	円一萬四千	円一萬五千	円一萬七千	円三千六百

ニ (略)

四・五 (略)

六 被災した住宅の応急修理

イ 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

ロ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千百四十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上を算するに増す
夏季	円一萬八	円二萬三	円三萬五	円四萬二	円五萬三	円七千八百
冬季	円三萬六	円四萬九	円六萬五	円八萬四	円一萬千	円一萬二千

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上を算するに増す
夏季	円六千	円八千	円一萬二千	円一萬四千	円一萬八	(略)
冬季	円九千	円一萬二千	円一萬八	円二萬	円二萬七	円三千五百

ニ (略)

四・五 (略)

六 被災した住宅の応急修理

イ 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

ロ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五十八万四千円以内とする。

<p>七 八 イ ハ</p> <p>(イ) (ロに掲げる世帯以外の世帯) <u>五十九万五千円</u></p> <p>(ロ) 半壊又は半焼に達する程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>三十万円</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>学用品の給与</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童 一人当たり <u>四千五百円</u></p> <p>中学校生徒 一人当たり <u>四千八百円</u></p> <p>高等学校等生徒 一人当たり <u>五千二百円</u></p>	<p>七 八 イ ハ</p> <p>(イ) (ロに掲げる世帯以外の世帯) <u>五十九万五千円</u></p> <p>(ロ) 半壊又は半焼に達する程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>三十万円</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>学用品の給与</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童 一人当たり <u>四千四百円</u></p> <p>中学校生徒 一人当たり <u>四千七百円</u></p> <p>高等学校等生徒 一人当たり <u>五千二百円</u></p>
<p>九 イ ハ</p> <p>(略)</p> <p>埋葬</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人<u>二十一万五千二百円</u>以内、小人<u>十七万二千円</u>以内とする。</p>	<p>九 イ ハ</p> <p>(略)</p> <p>埋葬</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人<u>二十一万三千三百円</u>以内、小人<u>十六万八千九百円</u>以内とする。</p>
<p>十 十一 イ ハ ニ</p> <p>(略)</p> <p>死体の処理</p> <p>イハ (略)</p> <p>ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり<u>三千五百円</u>以内とする。</p> <p>(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり<u>五千四百円</u>以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(ハ) (略)</p>	<p>十 十一 イ ハ ニ</p> <p>(略)</p> <p>死体の処理</p> <p>イハ (略)</p> <p>ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり<u>三千四百円</u>以内とする。</p> <p>(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり<u>五千三百円</u>以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(ハ) (略)</p>
<p>十二 イ ロ</p> <p>(略)</p> <p>災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均</p>	<p>十二 イ ロ</p> <p>(略)</p> <p>災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり<u>十三万</u></p>

が十三万七千九百円以内とする。	五千四百円以内とする。
く (略)	く (略)
十三 (略)	十三 (略)

第十八号様式から第二十号様式までを次のように改める。

第 18 号様式 (第 14 条関係)

救 助 費 総 額 算 出 内 訳

市 町 名

種 目 別 区 分	市 町 支 弁 額 (A)			算定基準による算定額 (B)			繰替支弁金請求額 ((A)か(B)のいずれか少ない方の額)
	員数	単価	金額	員数	単価	金額	
第 1 救助業務に要した経費		円	円		円	円	
1 救助費							
(1)避難所及び応急仮設住宅の供与費							
避難所設置費	延人			延人			
応急仮設住宅設置費	戸			戸			
(2)炊き出しその他による食品の給与費	延人			延人			
(3)飲料水の供給費	延人			延人			
(4)被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与費	世帯			世帯			
(5)医療及び助産費	延人			延人			
医 療 費	延人			延人			
助 産 費	延人			延人			
(6)被災者の救出費	人			人			
(7)住宅の応急修理費	世帯			世帯			
(8)生業資金の貸与費	世帯			世帯			
(9)学用品の給与費	人			人			
小 学 校 児 童	人			人			
中 学 校 生 徒	人			人			
高 等 学 校 等 生 徒	人			人			
(10)埋 葬 費	体			体			
大 人	体			体			
小 人	体			体			
(11)死 体 の 捜 索 費	体			体			
(12)死 体 の 処 理 費	体			体			
(13)障 害 物 の 除 去 費	世帯			世帯			
(14)輸 送 費							
(15)賃金職員等雇上費							
第 2 救助事務に要した経費							
事 務 費							
合 計							

(規格 A 4)

- 注 1 「繰替支弁金請求額」の「合計」欄の金額は、第16号様式災害救助費繰替支弁金請求書の「繰替支弁金総額」の金額と一致するものであること。
- 2 「市町支弁額」欄及び「算定基準による算定額」欄の金額は、第19号様式災害救助費算出内訳(災害別)のそれぞれの金額を合算した額を計上するものであること。
- 3 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に市町支弁額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)未満の場合には、市町支弁額を、また市町支弁額が基準以上の場合には、基準額を計上するものであるから、常に市町支弁額以下の額となるものであること。

第 19 号様式 (第 14 条関係)

災害救助費算出内訳 (災害別)

(災害名 )

市 町 名

種 目 別 区 分		市町繰替支弁金			算定基準による算定額			備 考
		員 数	単価	金額	員 数	単価	金額	
避難所設置費	既存建物	延 人	円	円	延 人	円	円	
	野外仮設	延 人			延 人			
	天幕借上	延 人			延 人			
	計							
応急住宅仮宅費	建設型応急住宅	戸			戸			
	賃貸型応急住宅	戸			戸			
	計	戸			戸			
炊き出し	その他による食品の給与費	延 人			延 人			
飲料	水の供給費	延 人			延 人			
被災者生活の安定に必要の給費	全壊(焼)流失	世帯			世帯			
	半壊(焼)床上浸水	世帯			世帯			
	計	世帯			世帯			
医療費	医療	延 人			延 人			
	助産	延 人			延 人			
	計	延 人			延 人			
被災者の救出費		人			人			
被災した住宅の応急修理費		世帯			世帯			
生業に必要な資金の貸与費		世帯			世帯			
学用品の給与費	小校児童	教科書	人		人			
		文房具等	人		人			
	中学校徒	教科書	人		人			
		文房具等	人		人			
	高等学校徒	教科書	人		人			
		文房具等	人		人			
計		人			人			
埋葬費	大 人	体			体			
	小 人	体			体			
	計	体			体			
死体の捜索費		体			体			
死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			体			
	一時保存	体			体			
	検 案	体			体			
	計	体			体			
障害物の除去費		世帯			世帯			
輸送費								
賃金職員等雇上費								
合 計								

(規格A4)

注 1 本表は「災害」ごとに作成すること。

2 「炊き出しその他による食品の給与費」の「員数」欄は、延給食数を3で除して得た数(延給食人員数)を記入すること。

3 「医療及び助産費」欄は、日赤救護班以外の救護班に係る額を記入すること。

4 「算定基準による算定額」欄は、救助の種目別区分ごとに救助基準額「市町繰替支弁金」とを比較して少ない方の額を記入すること。

5 「備考」欄には、救助の実施につき特別基準が設定された場合は、その概要を記入すること。



第 20 号様式（第 14 条関係）

被害状況調書（速報分 最終確定分）

〔 年 月 日時点 〕

市町名

災害救助法適用年月日			年 月 日	
人的被害	死者	ア	人	
	行方不明	イ	人	
	負傷	重傷	ウ	人
		軽傷	エ	人
		小計	オ	人
計		カ	人	
住家被害数	世帯	全壊、全焼及び流失	キ 棟	
		半壊及び半焼	ク 棟	
		一部破損	ケ 棟	
	床上	浸水	コ 棟	
		床下	浸水	サ 棟

(規格A4)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年十月一日から適用する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十九号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第二項又は第三項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級建築士・木造建築士免許申請書（第一号様式）に本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第二項又は第三項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級建築士・木造建築士免許申請書（第一号様式）に戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）を添えて知事に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(登録事項の変更)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(登録事項の変更)</p>
<p>第四条 二級建築士又は木造建築士は、前条第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第四条 二級建築士又は木造建築士は、前条第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第六条 二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二（第二号に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第六条 二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二（同条第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障がい程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	
<p>3・4 (略)</p> <p>5 二級建築士又は木造建築士が、法第九条第一項（同項第一号及び第二号を除き、同項第三号にあつては法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第二項又は法第十条第一項の規定により、免許を取り消された場合にお</p>	<p>2   3   (略)</p> <p>4 二級建築士又は木造建築士が、法第九条第一項（同項第一号及び第二号を除き、同項第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第十条第一項の規定により、免許を取り消された場合においては、取消し</p>

いては、当該二級建築士又は木造建築士（法第九  
 条第二項の規定により免許を取り消された場合に  
 おいては、当該二級建築士若しくは木造建築士又  
 はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消  
 しの通知を受けた日から十日以内に、免許証又は  
 免許証明書を知事に返納しなければならない。  
 （登録の抹消）

第七条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第  
 四項の届出があつた場合においては、登録を抹消  
 し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記載す  
 る。

2 （略）  
 （指定登録機関への書類の交付）

第十一条の九 知事は、指定登録機関が二級建築士  
 等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げ  
 る届出又は報告書の送付を受けたときは、指定登  
 録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を  
 記載した書類を交付するものとする。

一 法第五条の二、法第八条の二又は第六条第四  
 項の規定による届出 当該届出に係る事項

二・三 （略）  
 （免許の取消し等の処分の通知）

第十一条の十 知事は、指定登録機関が二級建築士  
 等登録事務を行う場合において、法第九条第一項  
 若しくは第二項の規定により建築士の免許を取り  
 消したとき又は法第十条第一項の規定により建築  
 士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定め  
 て業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消  
 したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通  
 知するものとする。

一〜三 （略）  
 （指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場  
 合における規定の適用）

第十一条の十二 指定登録機関が二級建築士等登録  
 事務を行う場合における建築士法施行規則（昭和  
 二十五年建設省令第三十八号。以下第十二条第三  
 項において「規則」という。）第一条の三並びに  
 第一条第一項、第二条、第四条から第五条まで、  
 第六条第五項及び第七条の規定の適用について  
 は、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登  
 録機関」と、第二条第一項中「二級建築士免許証  
 （第二号様式）」とあるのは「二級建築士免許証  
 明書」と、「木造建築士免許証（第三号様式）」  
 とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第四条  
 の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出  
 し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許  
 証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換

の通知を受けた日から十日以内に、免許証又は免  
 許証明書を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第七条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第  
 三項の届出があつた場合においては、登録を抹消  
 し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記載す  
 る。

2 （略）  
 （指定登録機関への書類の交付）

第十一条の九 知事は、指定登録機関が二級建築士  
 等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げ  
 る届出又は報告書の送付を受けたときは、指定登  
 録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を  
 記載した書類を交付するものとする。

一 法第五条の二、法第八条の二又は建築士法施  
 行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以  
 下第十二条第三項において「規則」という。）  
 第六条第三項の規定による届出 当該届出に係  
 る事項

二・三 （略）  
 （免許の取消し等の処分の通知）

第十一条の十 知事は、指定登録機関が二級建築士  
 等登録事務を行う場合において、法第九条第一項  
 の規定により建築士の免許を取り消したとき又は  
 法第十条第一項の規定により建築士に対し戒告  
 し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止  
 を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、  
 次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものと  
 する。

一〜三 （略）  
 （指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場  
 合における規定の適用）

第十一条の十二 指定登録機関が二級建築士等登録  
 事務を行う場合における第一条第一項、第二条、  
 第四条から第五条まで、第六条第四項及び第七条  
 の規定の適用については、これらの規定中「知  
 事」とあるのは「指定登録機関」と、第二条第一  
 項中「二級建築士免許証（第二号様式）」とある  
 のは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士  
 免許証（第三号様式）」とあるのは「木造建築士  
 免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第  
 三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免  
 許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二  
 第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免  
 許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第  
 五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法

<p>え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場 合又は前条第四項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場 合又は第十一条の九の規定により前条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。</p>	<p>第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場 合又は前条第三項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場 合又は第十一条の九の規定により前条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。</p>
<p>第十二条 (略) 2 (略) 3 二級建築士試験にあつては、規則第十三条第一項に規定する基準に基づき、木造建築士試験にあつては、規則第十三条の二第一項に規定する基準に基づいて行う。</p>	<p>第十二条 (略) 2 (略) 3 二級建築士試験にあつては、規則第十三条第一項に規定する基準に基づき、木造建築士試験にあつては、同規則第十三条の二第一項に規定する基準に基づいて行う。</p>

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 1 条関係)

二級 建築士免許申請書  
木造

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。  
 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

<p>私は、<input type="checkbox"/>二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え申請します。</p> <p>私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 <span style="float: right;">氏 名 -----</span></p> <p style="text-align: right;">(署名)</p> <p>三重県知事 宛て 指定登録機関</p>									
ふりがな 氏名				生 年 月 日	年 月 日生		写 真 1 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 4.5 cm、横 3.5 cm の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。		
現住所				性 別					
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期				年				
	合格通知日付	年 月 日							
	合格通知番号				第 号				
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。							ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	あるときはその罪及び刑 -----								
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日							年 月 日	
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。							ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	あるときはその罪及び刑 -----								
あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日							年 月 日		
3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。							ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>	
あるときはその年月日							年 月 日		
4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。							ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>	
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間							年 月 日から	年 月 日まで	
5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。							はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
※ 審 査 欄	手数料確認	写真照合	住民票照合	合格者照合	欠格審査	名簿登録	免許証発行		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
※登録番号				※登録年月日			※都道府県受付番号		

附 則

- 1 りの規則は、令和元年十一月一日から施行する。
- 2 りの規則の施行の際現にりの規則による改正前の建築士法施行細則の規定により提出されている申請書は、りの規則による改正後の建築士法施行細則の規定により提出された申請書とみなす。

**告 示**

**三重県告示第 448 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470504669	フラワーロード栄	津市栄町 4 丁目 185-1	株式会社丸の内福祉会	令和元年 10 月 31 日	訪問介護
2470203148	リハテクノ四日市	四日市市羽津山町 22 番 18 号	株式会社メイビ	令和元年 10 月 31 日	福祉用具貸与
2470203148	リハテクノ四日市	四日市市羽津山町 22 番 18 号	株式会社メイビ	令和元年 10 月 31 日	特定福祉用具販売
2470204955	こたつハウス	四日市市青葉町 800 番 89	一般社団法人こたつ	令和元年 10 月 31 日	通所介護
2470205366	ヘルパーステーション さくら	四日市市大字塩浜 57 番地 1	合同会社たいよう	令和元年 10 月 31 日	訪問介護

**三重県告示第 449 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470203148	リハテクノ四日市	四日市市羽津山町 22 番 18 号	株式会社メイビ	令和元年 10 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2470203148	リハテクノ四日市	四日市市羽津山町 22 番 18 号	株式会社メイビ	令和元年 10 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売

**三重県告示第 450 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県社会福祉会館会議室に係る賃貸料の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先  
三重県津市桜田町 9 番 10 号  
株式会社 三重空調
- 2 委託期間  
平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 451 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立子ども心身発達医療センターの使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先  
三重県津市羽所町 375 百五・明治安田ビル 4 階  
株式会社ソラスト三重支社
- 2 委託期間  
平成 29 年 5 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

### 三重県告示第 452 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち三浦の地区)	大型定置漁業及び小型定置漁業
尾鷲湾区域 (三重外湾漁業協同組合のうち尾鷲、大曾根及び行野浦の地区)	雑魚定置漁業

## 公 告

令和元年第 2 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称  
株式会社藤村商事
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
伊勢市御菌町長屋 2178
- 3 指定の取消しの年月日  
令和元年 10 月 1 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和元年 11 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

伊勢北部土地改良区（伊勢市有滝町 2638 番地）  
退任理事  
伊勢市有滝町 261

廣 山 久 吉

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 11 月 26 日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

**1 入札に付する事項****(1) 購入物品及び数量**

X線一般撮影装置一式の購入

**(2) 購入物品の特質等**

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

**(3) 納入期限**

令和 2 年 3 月 31 日（火）

**(4) 納入場所**

三重県立志摩病院（三重県志摩市阿児町鶴方 1257）

**2 入札参加者及び落札者に必要な資格****(1) 競争入札参加資格**

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

**(2) 落札資格**

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 該当の案件を履行するにあたり、高度管理医療機器等販売業の許可を有している者であること。

**3 入札に関する事項**

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

**4 入札者に求められる義務**

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 12 月 13 日（金）12 時 00 分までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6



月以内に発行したものです。)の写し

- (4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
  - (5) 高度管理医療機器等販売業の許可証の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班 担当 坂崎  
電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和2年1月7日(火)10時00分まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
令和元年12月18日(水)17時00分までに通知します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年1月7日(火)10時00分まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和2年1月7日(火)10時00分  
なお、入札書は令和元年12月30日(月)から令和2年1月7日(火)10時00分までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班  
案件名 X線一般撮影装置一式の購入入札書在中
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和2年1月7日(火)10時10分  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県病院事業庁県立病院課
  - (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程(平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。)第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立て

をされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

One set of X-ray general imaging equipment

#### (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, January 7, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, December 30, 2019 and 10:00 A.M. on Tuesday, January 7, 2020.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Tuesday, January 7, 2020.

#### (4) Managing Authority :

Prefectural Hospital Division, Mie Prefectural Hospital Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2350(Japanese only)

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年11月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県情報ネットワーク構築及び運用保守業務委託                     |
| 2 | 担当部局    | 三重県津市広明町13<br>地域連携部 情報システム課                 |
| 3 | 落札者決定日  | 令和元年10月28日                                  |
| 4 | 落札者     | 三重県津市桜橋2丁目149番地<br>西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 杉本 渉 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 940,000,000円<br>契約金額 1,034,000,000円    |
| 6 | 決定手続    | 総合評価一般競争入札                                  |
| 7 | 入札公告日   | 令和元年8月23日                                   |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>